

指定放課後等デイサービス 重要事項説明書

〱 = = = = = 〱
〱 本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約を希望され 〱
〱 る方に対して、社会福祉法第76条に基づき、事業所の概要や 〱
〱 提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを 〱
〱 説明するものです。 〱
〱 = = = = = 〱

放課後クラブ あいあい

【山口県 第3555700016号】

社会福祉法人 周防大島町社会福祉協議会

1. 本会が提供するサービスについての受付・相談窓口

電話番号	73-0642（午前9時～午後6時まで） （土・日・祝日及び12/29～1/3を除く）
担当	益井宣誠（管理者兼務 児童発達支援管理責任者）

2. 事業者

名称	社会福祉法人 周防大島町社会福祉協議会
所在地	山口県大島郡周防大島町大字小松125-2
電話番号	0820-74-2948
代表者氏名	会長 河原光雄
設立年月日	平成16年10月1日

3. 放課後クラブ あいあい の概要

事業所の種類	指定放課後等デイサービス（平成26年 4月 1日指定） 山口県 第 3555700016号
事業の目的	ご利用児が可能な限りその地域における生活が継続できることを念頭において、日常生活能力向上のために必要なサービスをおこない、集団生活に適應することができるよう、適切な支援をおこなうことを目的とします。
事業所の名称	放課後クラブ あいあい
事業所の所在地	山口県大島郡周防大島町大字油良506
電話番号	0820-73-0642
管理者氏名	益井宣誠
事業所の運営方針	（1）ご利用児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に 応じて、適切かつ効果的なサービスの提供をおこないます。 （2）ご利用児および保護者の意思及び人格を尊重して、常にご利用 児および保護者の立場に立ったサービスをおこないます。 （3）地域との結びつきを重視し、県、町、障害福祉サービス事業者、 児童福祉施設、保健・医療・福祉・教育サービスを提供する方々 との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
定員	10名
開設年月日	平成26年4月1日
第三者評価の実施状況	未実施

4. 事業実施地域

周防大島町全域（地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。）

5. 営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで (土・日・祝日及び12月29日から1月3日までを除く。)	
営業時間	平日	午前10時00分～午後7時00分まで
	春・夏・冬休み期間 (学校三期休業日)	午前8時30分～午後7時00分まで
サービス提供時間	平日	午後1時00分～午後6時00分まで
	春・夏・冬休み期間 (学校三期休業日)	午前8時30分～午後6時00分まで

6. 施設の概要

建 物	名 称	たちばな 橋 ふれあい かんころ 楽 園 (旧油良小学校)
	構 造	鉄筋コンクリート造
	面 積	915.87㎡
	建設年月日	平成6年3月15日

7. 職員の体制

職 種	人員および業務内容	
管 理 者	常 勤1名 (兼 務)	<ul style="list-style-type: none"> 管理者は、職員の管理、サービスの申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的におこないます。また、事業所の職員に対し、法令等を遵守させるために必要な指揮命令をおこないます。
児童発達支援 管理責任者		<ul style="list-style-type: none"> 児童発達支援管理責任者は、個別支援計画を作成し、サービスを利用するご利用児に対する継続的なサービス管理や評価をおこないます。また、ご利用児および保護者へその内容等について説明をおこないます。
児童指導員 または保育士	常 勤1名以上 非常勤1名以上	<ul style="list-style-type: none"> 個別支援計画に基づき、ご利用児および保護者に対し適切にサービス提供をおこないます。
指 導 員	非常勤1名以上	

8. 個別支援計画と提供するサービスの内容

当事業所では、下記のサービス内容から「個別支援計画」を定め、サービスを提供します。

「個別支援計画」は、町が決定した「支給量」（「受給者証」に記載してあります。）とご利用児および保護者の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容を記載しています。

「個別支援計画」は、ご利用児および保護者に事前に説明し、同意をいただくとともに、ご利用児や保護者の申し出により、いつでも見直すことができます。

また、定期的にモニタリング会議を開催し、支援計画の実施状況の把握（アセスメント）をおこない、必要な時は支援計画の変更をおこないます。

種 類	内 容
日常生活支援	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活における基本的な生活習慣（手洗い、排泄、食事、歯磨き、着脱衣、整容など）が身に付くよう支援します。
文化的活動	<ul style="list-style-type: none"> 遊びや音楽などの創作活動を通じ、個々の発達段階に応じた課題が達成できるよう支援します。
心身機能維持支援	<ul style="list-style-type: none"> 心身の状況に応じて、軽運動、レクリエーションなどをおこない、心身機能の維持向上を図ります。
社会適応支援	<ul style="list-style-type: none"> 会話、散歩、社会資源利用のための外出やサービス利用を通じて社会適応能力を育てます。
介護、生活援助方法	<ul style="list-style-type: none"> 家庭での介護や日常生活上の援助方法について、ご家族からの相談に応じ、必要な支援指導助言をおこないます。
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> 健康状態のチェック、疾病予防、歯磨き指導など健康の管理に努めます。
送 迎	<ul style="list-style-type: none"> 希望により送迎サービスをおこないます。
その他の支援	<ul style="list-style-type: none"> 他のサービス事業者や町、関係機関等と連携し、地域において自立した生活が継続できるよう支援します。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ご利用児および保護者の方々の日常生活における介護や生活援助方法等に関する相談を受けたり、助言をおこないます。 <p style="text-align: center;">相談窓口 管 理 者 益井 宣誠 児童指導員 林 千鶴</p>

9. ご利用料金

- ・放課後等デイサービスの利用に対しては、通常、サービス利用料金の9割が障害児通所給付費の給付対象となります。
- ・事業者が障害児通所給付費を代理受領する場合には、保護者は、利用者負担金としてサービス利用料金の1割を事業者にお支払いいただきます。
- ・なお、事業者が保護者に代わり町から受領した障害児通所給付費の額については、保護者に通知します。

【利用者負担額の月額上限について】

- ・1か月あたりの利用者負担額につきましては、ご利用児が属する世帯の収入・資産に応じて月額上限額を町が定めています。そのため、月々の利用者負担額は変わることがありますが、児童通所受給者証をご確認ください。詳しくは、周防大島町役場の福祉課（障害福祉担当）にお問い合わせください。

《周防大島町大字西安下庄 ケアプラザ内 電話 77-5505》

1) 1日あたりのご利用料金

内 容	利 用 料 金
1. サービス基本料金	<ul style="list-style-type: none"> ・30分以上1時間30分以下 5,740円 ・1時間30分超3時間以下 6,090円 ・3時間超5時間以下（学校休業日のみ） 6,660円
2. 児童指導員等加配加算	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤換算・経験5年未満の場合 1,070円 ・その他の従業者の場合 900円
3. 福祉専門職員配置等加算	<ul style="list-style-type: none"> ・利用1日につき 60円
4. 個別サポート加算 ※該当の方のみ	<ul style="list-style-type: none"> ・利用1日につき 1,200円
5. 送迎加算	<ul style="list-style-type: none"> ・片道につき 540円 ※一定の要件を満たす場合に加算（片道につき） 400円
6. 延長支援加算	【障害児の場合】 <ul style="list-style-type: none"> ・30分以上1時間未満 610円 ・1時間以上2時間未満 920円 ・2時間以上 1,230円
	【重症心身障害児の場合】 <ul style="list-style-type: none"> ・30分以上1時間未満 1,280円 ・1時間以上2時間未満 1,920円 ・2時間以上 2,560円
※『30分以上1時間未満』については、ご利用児または保護者の都合等で延長時間が計画よりも短くなった場合に算定	

<ul style="list-style-type: none"> 上記、1～6までの利用料金の1割の額が利用者負担額となります。ただし、実際の支払額は利用者負担上限月額までの金額となります。 	
<ul style="list-style-type: none"> おやつ代（実費） 	おやつ代として1日50円ご負担いただきます。
<ul style="list-style-type: none"> その他必要な費用（実費） 	保護者に負担いただくことが適当であるものにつきましてはご負担をいただくことがあります。

2) 上記以外に必要な料金（加算）

①家族支援加算（月4回を限度）

<ul style="list-style-type: none"> 個別支援計画に基づき、あらかじめ保護者の同意を得て、ご利用児およびそのご家族等に対する相談援助等をおこなった場合1回につき、つぎの料金が加算されます。 1か月につき4回が限度となります。（内ご負担額 1割・上限額まで） 	
イ. 居宅を訪問（所要時間1時間以上）	3,000円
ロ. 居宅を訪問（所要時間1時間未満）	2,000円
ハ. 事業所等で対面	1,000円
ニ. オンライン	800円

②利用者負担上限額管理加算（月1回を限度）

<ul style="list-style-type: none"> ご利用児が同じ月に当事業所及び他の指定事業者がおこなう通所支援サービスをご利用し、ご利用児の保護者から両方のサービスの利用者負担合計額の計算依頼があった場合、次の料金が加算されます。ただし、1か月に1回が限度となります。 	
1,500円（内ご負担額 1割・上限額まで）	
<ul style="list-style-type: none"> ご依頼を受けた場合、当事業所は、他の指定事業者サービスの状況を確認し、利用者負担合計額を市町に報告いたします。また、ご依頼のありました保護者および利用された他の指定事業者にも通知いたします。 	
<p>※負担上限月額が0円となるご利用者様の場合は、上限管理が発生しなくなりますので、対象者外となります。</p>	

③欠席時対応加算（月4回限度）

<ul style="list-style-type: none"> ご利用児が、予定した日に、急病等によりご利用を中止した場合、当事業所の職員が、ご利用児またはその家族等との連絡調整、その他の相談援助をおこなうとともに、ご利用児の状況、相談援助の内容等を記録した場合、次の料金が加算されます。 当日、前日、前々日に中止の連絡があった場合に適用されます。 当日から換算して、2日前に連絡があった場合には加算されますが、それ以上前に連絡があった場合は、加算として算定することはありません。 	
<p>※注意 ここていう2日前は、2営業日前となりますのでご注意ください。</p>	
<p>〈例〉月曜日欠席する場合、その前の週の金曜日にその旨を伝えても加算となってしまいます。この場合、木曜日までにご連絡があれば加算されません。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ただし、1か月につき4回を限度が限度となります。 	
940円（内ご負担額 1割・上限額まで）	

④強度行動障害児支援加算

- ・強度行動障害支援者養成研修を修了した職員を配置し、強度行動障害を有するご利用児に対して支援をおこなった場合、利用1日につき加算されます。
2,000円（内ご負担額 1割・上限額まで）
※加算開始から90日以内の期間は、更に5,000円加算されます。（内ご負担額 1割・上限額まで）

⑤福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）

- ・前記 1) の1～6までの利用料金に、2) の①～④までの該当する加算までを算定した単位数の1000分の98に相当する単位数が加算されます。
- ・ただし、おやつ代やその他の費用は含まれません。

⑥その他

- ・当事業所が代理受領を行わない場合は、10割（全額）のご利用料金の支払いを受けるものとします。
- ・この場合、サービス提供明細書を交付いたしますので、領収証を添えて町に申請すると、障害児通所給付費が支給されます。

3) ご利用料金および実費負担額のお支払い方法

- ・料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、20日までに前月分の請求をいたしますので、月末までにお支払いください。
- ・口座自動振替、現金支払の2通りの中からご契約の際に選べます。
—お支払方法— 1) 口座自動振替 金融機関：山口銀行、山口県農協、郵便局
2) 現金支払

10. サービスのご利用方法

1) サービスのご利用開始

- ・当事業所職員がお伺いいたします。
- ・個別支援計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始いたします。
※利用計画の作成を依頼している場合は、事前に相談支援専門員とご相談ください。

2) サービスの終了

①保護者のご都合でサービスを終了する場合

- ・サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書等でお申し出ください。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

- ・人員不足等やむを得ない事情により、サービスのご提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③その他

• 次の場合、保護者は文書で通知することによって即座にサービスを終了することができます。

- ①当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ②当事業所が守秘義務に反した場合
- ③当事業所が保護者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
- ④破産した場合

• 次の場合、当事業所は保護者に文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただきます場合がございます。

- ①サービス利用料の支払いを3ヶ月以上延滞し、料金をお支払いいただくよう催促したにもかかわらず、催促日から10日以内に支払われない場合
- ②保護者やご家族などが本会や当事業所のサービス従事者に対して本契約を継続し難いほどの迷惑行為を行った場合

3) サービス内容の変更

①サービスご利用の中止、変更、追加

• ご利用予定日の前に、ご利用児および保護者の都合により、個別支援計画で定めたサービスのご利用を中止または変更することができます。

• 町が決定した「支給量」および当該サービスのご利用状況によっては、サービスを追加することができます。

• サービスのご利用の変更・追加は、その日の利用状況によりご利用児および保護者が希望する日及び時間にサービスを提供できないことがあります。
その場合、他の利用可能日を提示するほか、他の事業所をご紹介するなど必要な調整をいたします。

②サービス内容の変更

• サービスご利用当日に、ご利用児の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更をおこないます。

その場合、事業者は、保護者の同意を得て、変更したサービスの内容とご利用料金で請求させていただきます。

③受給者証の確認

• 「住所」および「負担上限額」、「支給量」など「受給者証」の記載内容のご変更があった場合は、速やかに当事業所職員にお知らせください。また、当事業所職員より「受給者証」のご確認をさせていただく場合は、ご提示くださいますようお願いいたします。

4) サービスご利用にあたっての留意事項

利用日の変更

• サービスの利用日を変更される場合は、必ず利用予定日の3日前までに、電話で利用日の変更をお知らせください。

送迎時間の連絡	<ul style="list-style-type: none"> 希望に応じた場所までお伺いいたしますが、送迎車の通行できる範囲とさせていただきます。 送迎時間は、他のご利用児の状況に応じ、決めさせていただきます、あらかじめご利用児および保護者にお伝えいたします。 送迎場所、時間等にご要望がありましたらご相談ください。
連絡ノートの提出 (体調確認)	<ul style="list-style-type: none"> ご利用児の利用当日の健康状態など知らせておくべき事柄につきましては、必ず連絡ノートに記入していただき、ご利用児に携帯させていただきます。
体調不良等によるサービスの中止・変更	<ul style="list-style-type: none"> 当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービス内容を変更または中止することがあります。 その場合、保護者に連絡の上、適切に対応します。 変更、中止したサービスの内容に応じたサービスご利用料金で請求させていただきます。
設備、器具の利用	<ul style="list-style-type: none"> 設備、器具使用にあたっては職員の指示に従ってご利用してください。※これに反したご利用によって破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
持参物	<ul style="list-style-type: none"> 連絡ノート、着替え、歯ブラシ等必要なもの。 服薬中のお薬（主治医等に当事業所で服薬介助をおこなわせてよいかご確認いただきます。） 当事業所の物をご利用のときは、実費をご負担いただきます。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 当事業所の職員や他のご利用児および保護者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動をおこなうことはできません。 他のご利用児および保護者、また、職員に対する暴力行為や迷惑行為、他のご利用児および保護者の生活上の安全性を脅かす行為をおこなってはなりません。

5) サービス提供における当事業所の義務

- ①ご利用児の生命、身体、財産の安全確保にご配慮します。
- ②ご利用児の体調、健康状態から見て必要な場合には、ご利用児の主治医と連携のうえ、ご利用児やご家族からご様子をお尋ねし、ご確認いたします。
- ③非常災害発生時には、ご利用児の安全を第一に確保し、ご家族等に状況を早急に連絡いたします。
- ④ご利用児にご提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、保護者のご請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
(コピー代等実費をいただくことがあります。)
- ⑤サービスを提供するにあたって知り得たご利用児およびご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
ただし、サービスの提供をおこなう上での他事業所および医療機関等との連絡調整や町及び関係機関に情報提供を要請された場合は、保護者の同意（「個人情報使用同意書」による）に基づき、情報提供をおこないます。

6) 当事業所職員の禁止行為

当事業所職員は、サービスの提供にあたって、次の行為はおこないません。

- ①医療行為及び医療補助行為
- ②ご利用児もしくはご家族等から金銭、預金通帳、証書、書類等の預かり
- ③ご利用児もしくはご家族等からの金銭または物品、飲食の授受
- ④ご利用児のご家族に対するサービスの提供
- ⑤身体拘束その他ご利用児の行動制限に関する行為
(ご利用児又は第三者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く。)
- ⑥ご利用児もしくはご家族に対しておこなう宗教活動、政治活動、営利活動およびその他迷惑行為

11. 緊急時の対応方法

1) サービス提供中

サービスの提供中に容態の急変等の緊急時には、協力医療機関または保護者の指定する医療機関に連絡をおこない医師の指示に従います。また救急隊、緊急連絡先等へ連絡をいたします。

協力医療機関の名称	医療法人社団 安本医院
医 院 長 名	安 本 忠 道
所 在 地	山口県大島郡周防大島町大字土居922番地
電 話 番 号	0820-73-0822

ご 利 用 児 の 主 治 医	氏 名	
	医療機関の名称	
	所 在 地	
	電 話 番 号	
緊 急 連 絡 先	氏 名	
	住 所	
	電 話 番 号	
	昼間の連絡先	
	夜間の連絡先	

2). 事故発生時の対応

<ul style="list-style-type: none"> サービスの提供中に事故が発生した場合、ご利用児の生命及び身体の安全を最優先にし、ご利用児の安全確認後、速やかに保護者、相談支援事業者及び市町等に連絡をおこなうとともに、必要な措置を講じます。
<ul style="list-style-type: none"> サービスの提供中に、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにおこないます。 事故については、事故の状況・経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みをおこないます。
<ul style="list-style-type: none"> 本事業者は、次の損害賠償保険に加入しています。 <ul style="list-style-type: none"> 保険会社名 あいおい損害保険株式会社 保険名 社会福祉事業者総合保険 補償の概要 社会福祉協議会がおこなう社協業務が補償対象

3) 非常災害時の対策

非常時の対応	<ul style="list-style-type: none"> 職員は、ご利用児の安全な避難等適切な対応いたします。
平時の訓練	<ul style="list-style-type: none"> 職員により、ご利用児も参加しての避難訓練を実施し、誘導訓練をいたします。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> 自動火災報知機 有 (4) 消火器 有 (6) 誘導灯 有

12. 虐待の防止について

1) 利用児の人権の擁護・身体拘束の適正化ならびに虐待の防止等のための措置

<p>①身体拘束の適正化ならびに虐待防止に関する担当者を設置しています。</p> <p>身体拘束の適正化ならびに虐待防止に関する担当者 放課後クラブ あいあい 管理者 益井宣誠</p> <p>②苦情解決体制を整備しています。</p> <p>③身体拘束の適正化ならびに虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。</p> <p>④身体拘束等適正化・虐待防止のための指針を整備しています。</p> <p>⑤身体拘束の適正化ならびに虐待を防止するための職員に対する研修を定期的実施し、人権意識や知識の向上に努めます。</p> <p>⑥成年後見制度の利用を支援します。</p>
--

2) その他

サービス提供中に、当事業所職員または養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用児を発見した場合は、児童虐待の防止等に関する法律に規定されている通報義務に基づき、虐待を受けた利用児の支給決定をした市町村の窓口に通報します。

13. サービス内容に関する苦情

1) 苦情の受付及びサービスご利用等のご相談（お客様ご相談係）

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払や手続きなどサービスご利用に関するご相談、ご利用児の記録等の情報開示の請求は次の窓口で受付いたします。

○お客様相談係（苦情受付窓口）

担当者：放課後クラブ あいあい 管理者 益井宣誠

電話番号：73-0642 ・ FAX：73-1020

○苦情解決担当・責任者

社会福祉法人 周防大島町社会福祉協議会

事務局長 徳岡伸昭

2) 第三者委員

本事業所では、地域にお住まいの方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。

保護者は、本事業所への苦情やご意見は「第三者委員」にご相談することもできます。なお、第三者委員の名簿は事業所に掲示してあります。

3) 行政機関その他苦情受付機関

周防大島町役場 福祉課	所在地 周防大島町大字西安下庄 3920-21 たちばなケアプラザ内 電話番号 77-5505 F A X 77-5111
「柳井圏域障害者虐待防止センター」 地域生活支援センター たんぽぽ	所在地 熊毛郡田布施町大字川西 1144 社会福祉法人 城南学園内 電話番号 0820-52-2678 080-8240-7520《24時間対応》
山口県社会福祉協議会 (山口県運営適正化委員会)	所在地 〒753-0072 山口市大手町 9-6 山口県社会福祉会館 2階 電話番号 083-924-2837 F A X 083-924-2793
山口県 健康福祉部 障害者支援課 在宅福祉推進班	所在地 〒753-8501 山口市滝町 1-1 山口県庁 5階 電話番号 083-933-2764 F A X 083-933-2779 E m a i l a14100@pref.yamaguchi.lg.jp

放課後等デイサービスの提供開始にあたり、ご利用者に対して本書面に基づいた重要事項の説明をおこないました。

事業者

<所在地> 大島郡周防大島町大字油良506
<名称> 放課後クラブ あいあい ⑩
<管理者> 益井宣誠
<説明者> 所属 地域総合福祉課
放課後クラブ あいあい
氏名 ⑩

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、放課後等デイサービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

保護者

<住所> _____

<氏名> _____

ご利用児

<住所> _____

<氏名> _____